

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

10

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等

提案団体

金沢市、姫路市、広島市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等を求める

【第1希望】地方自治法施行令等に「債権のみなし消滅」による不納欠損処分(歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第27条及び債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第30条の規定に相当する制度とします)をするための規定の整備

【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施

具体的な支障事例

【現状】

時効期間を経過した私法上の債権は、時効の援用がなければ消滅しない。この場合、法96条の権利放棄の議決か、債権管理条例等に基づく債権放棄により不納欠損処分をすべきとされる。なお、債権放棄は議決だけでは効果は生じず、長意思表示を要する(最判H24.4.20)。このほか、令171条の5の徴収停止を行った債権の不納欠損処分の方法が規定されていない。

【支障事例】

- ①債権放棄の意思表示には事務コスト(通常送達費用のほか、債務者死亡時の相続人調査、債務者所在不明時の裁判所での公示送達等)が生じる支障
- ②債権放棄の意思表示により住民の納付意識が低下するおそれがある支障
- ③徴収停止後の不納欠損処分の方法が判然としない支障

【国の債権管理】

徴収停止後の処理も含め、債務者に通知せず、債権のみなし消滅による不納欠損処分を行う。財政法8条において、債務の免除は「法律に基づくことを要する」とされる一方、省令で債権のみなし消滅による不納欠損処分を規定する。債権のみなし消滅は債権放棄とは異なるとの前提による。

【問題の所在】

行政実例の解説書等により、不納欠損処分には債権放棄しか方法がないかのような認識が広まっている。しかし、当該行政実例には「議決が必要」との記述はない。(詳細は根拠法令等欄に記載)

【提案目的】

地方公共団体も債権のみなし消滅による不納欠損処分ができることを明らかにする。(地方の柔軟な対応のための条文や解釈の明文化・明確化を求める)

なお、提案団体では、「国はみなし消滅が可能で、地方公共団体はみなし消滅ができない」という根拠を見出すことはできなかった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

- ①債権放棄かみなし消滅による決算上の処分かの選択が可能になる。
- ②事務コストをかけずに財産的価値を失った債権の不納欠損処分が可能になる。
- ③徴収停止後の事務処理が明確になる。

【想定質疑】

①債権管理条例を制定すれば解消するのでは？

→債権放棄は意思表示要、債権のみなし消滅は意思表示不要との差により解消しない。また、条例では意思表示の到達に関する民法の特則を定められない。

②債権の消滅に準じた取扱は条例によるべきでは？

→令 173 条の3で、財務については政省令で定めるもの以外は、規則で定めるとされる。債権のみなし消滅は債権放棄と異なり、条例で定めるべき規定がない以上、規則で定めるべき。

根拠法令等

行政実例(昭和 47 年6月 19 日自治行 46)の解釈(当該行政実例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄として議決を要する」という解釈となっている。しかし、この行政実例には「最高裁判決の趣旨により処理されたい」としか記述がなく、「議決が必要」との記述はない。「議決が必要」は出版社の見解であり、国の見解は示されていないため、この行政実例の解釈を明らかにする必要がある。)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、山形県、水戸市、前橋市、浜松市、三島市、山口県、徳島県、高松市、芦屋町、熊本市、大分県

○当県では令和元年度包括外部監査や決算認定特別委員会の指摘を踏まえ、県営住宅の滞納家賃や病院事業滞納未収金について、時効完成や本人死亡など事実上回収不能な債権を積極的に整理の上、令和4年2月議会で権利放棄の議決を経て不納欠損処理を行ったところである。

○時効期間の経過した市有土地貸付料について、滞納者が行方不明であり、時効の援用がされない事例がある。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするの明確化を求める。

具体的な支障事例

地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。

一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。

このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。

このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。また、要請権行使の範囲の拡大及び具体的な基準や手順等の明確化により、要請権行使の幅広い検討が可能となり、より包括的な事務・権限の移譲に向けて、国と建設的な議論を行うことが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 17 の2第3項、第4項、第 291 条の2第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

151

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

新型コロナウイルス感染症対策関係通知の周知体制の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

新型コロナウイルス感染症対策に係る総務省通知について、総務省調査・照会(一斉調査)システムを活用して県・市町に一斉周知するものと、県を通じて市町総務・財政担当課へ周知するものを区分けするなど、柔軟な対応を要請する。

具体的な支障事例

令和元年度以降、総務省から市町村担当課あてに送付される新型コロナウイルス感染症対策関係の通知を県内市町に通知しているが、令和3年5月以降は、感染拡大等の状況もあり、ほぼ毎日通知している。
新型コロナウイルス感染症対策関係の総務省通知は大きく分けると、
(1)市町職員の勤務条件に関する技術的助言
(2)厚生労働省の都道府県衛生主管課あての通知(市町の衛生担当課にも周知される)を市町の総務・財政担当課あてに周知するもの
であるが、大半の通知が(2)に該当する。
実際の通知の流れとしては、
①総務省の調査・照会(一斉調査)システムにより県あてに通知し、地方自治法に基づく技術的助言の一環として、市町への周知を特に依頼
②上記①の総務省通知を受けて県は市町総務・財政担当課あて送付しているところ。
上記(2)の通知は、市町の総務・財政担当課に直接関係しない場合もあるが、県が市町に通知文を発出する事務が発生しており、市町にもタイムラグが生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

左記(2)に該当する通知は、調査・照会(一斉調査)システムにより県と市町へ同時に通知し、左記(1)に該当する通知は県から改めて通知するよう区分することで、より迅速な情報提供と事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

名古屋市、京都府、宇和島市、高知県

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

履行延期の特約又は処分をした債権の免除の緩和

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第171条の7第1項において、「当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後に」と定められている「十年」を、「五年」と改正し、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

当市では、社会福祉法人に対し、同法人が行う生活困窮者への貸付事業の原資として、金銭を貸し付けたが、同法人から貸付を受けた第三者が無資力等のため、同法人からの回収が著しく困難となり、市に一括弁済ができない状況となっている。

【支障事例】

本事業は生活困窮者への貸付であることから、回収が困難で、債権管理事務の負担を増大させている。

【制度改正の必要性】

地方自治法施行令第171条の6第1項第5号の規定に基づく履行延期の特約を締結し、地方自治法施行令第171条の7第2項の規定に基づく免除を検討しているが、無資力状態の第三者が遅滞した債権を10年間も分割払いを継続すること、一方で無資力状態の第三者に対して10年間もの間、分割払いを求め続けることが現状にそぐわないため制度の改正が必要である。

【懸念の解消策】

当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から5年に改正することで、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理が可能となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当市では、これまで地方自治法施行令第171条の7に基づく免除を適用した実績がない。また、免除の前提となる履行延期の特約等は免除に至るまで管理期間が長く、使い勝手の悪い規定となっている。

制度の改正により、免除規定の活用が拡大するとともに履行延期の特約等の適用が促進され、債権の適正管理が可能となる。

根拠法令等

地方自治法施行令第171条の7(国の債権の管理等に関する法律第32条)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福山市、熊本市

○提案団体と同様に当市においても、社会福祉法人に対し、同法人が行う生活困窮者への貸付事業の原資として、金銭を貸し付けている。しかし、同法人から貸付を受けた第三者が無資力等のため、同法人からの回収が著しく困難となり、市に弁済できない状況となっている。地方自治体においては、10年という長期間、債権管理を行う必要があり、事務負担が大きい。また、第三者においては、生活再建を意図した貸付でありながら、10年という長期間、無資力又はこれに近い状態にもかかわらず、弁済を求められることとなる。地方税法第15条の7第4項では、滞納処分の執行停止を3年継続したときは納税義務が消滅することになっており、10年という期間は、あまりにも長い。よって、提案団体の提案は、地方自治体における債権の適正管理のみならず、生活困窮者の早期の生活再建にも資するもの。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

随意契約できる金額の現状に即した見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令に定める随意契約できる金額について、現状に即した見直しを行うこと。

具体的な支障事例

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる少額随意契約については、能率的な行政運営に根差したものであると理解しているが、その契約の種類及び額を規定する別表第5に定める額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行の際から改正されておらず、地方公共団体の契約の現状を反映していないと考える。例えば、同別表第5の表中「1 工事又は製造の請負」、「都道府県及び指定都市」の場合の昭和57年度時点における250万円は、建設工事費デフレーター(国土交通省)により現在の価値に換算すると、おおよそ355万円となるところである(建設総合:75.9(1982年度)→107.9(2020年度(暫定)))。また、平成29年3月29日付け「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(厚生労働省)」の通知により、社会福祉法人が「価格による随意契約」を行う際の基準が大幅に見直されたところでもあることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

競争入札といった煩雑な手続を経ることなく能率的に工事を執行できる範囲が拡大することに伴い、(教育委員会事務局として)学校施設における故障、不具合の早期解消が可能となることによって教育活動への影響が軽減される。また、職員の業務負担軽減と働き方改革の推進に寄与する。

根拠法令等

地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、山形県、郡山市、高崎市、春日部市、千葉市、海老名市、佐世保市、大分県

○競争入札に付す場合の手間や入札期間が簡略されることにより、効率的に工事が執行できることから、地元要望により早急に対応が必要な道路修繕などにスピード感を持って対応でき、市民サービスの向上につながる。

○現代のIT社会の進展や地方公共団体における業務委託の増加など契約を取り巻く環境の変化を考えれば、契約業務は昭和57年改正当時よりも多種多様な目的物を取り扱い、その仕様や設計の確認など入札契約事務も煩雑化している。改正当時からの物価水準の動向、消費税導入などの経済状況の変化もさることながら、

現行の入札契約事務の軽減を図る点からも基準額の見直しは必要と考える。

○少額随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第1号)によることが出来る金額の範囲が拡大されれば、競争入札の手続きを経る件数は減少し、業務負担の軽減が見込まれる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報の情報連携

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育等の給付事務(※)において「被扶養であるか否か(本人該当区分:同一生計配偶者)」について、マイナンバーによる情報連携を可能としてください。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、非課税であるかは要件ではありません(保育所等の利用料の階層区分は一定の幅をもって定められているため、非課税であるかに関わらず階層区分等を決定することができます)。未申告者の利用者負担額の階層区分決定に「本人該当区分:同一生計配偶者」は必要な情報です。

国においては令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画が定められ、関連するシステム標準化やオンライン申請化の法案等も次々に定められているところであり、DXが一層が求められています。その中には、ワンストップを実現することが示されていることや、マイナンバーを前提としてオンライン申請を進めることが示されるなど、取り巻く状況が変わっています。マイナンバーによる情報連携はこれら国が定めたDXを実現すること目的に、一層効果的に活用できるようにすべきです。

なお、「本人該当区分:同一生計配偶者(被扶養者)」に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、これについて令和3年8月に示された税務システム標準仕様書【第1.0版】では「実装すべき機能(全国統一で必要な機能)」として明記されるなど、標準化を見据えた事務では、未申告者の内、被扶養者については別の取り扱いをするべきであることは明白となっています。

子ども子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体FAQ)では、市町村民税未申告者の場合、世帯の所得を調査又は推定し、保護者の協力が得られない場合、保護者負担額を一旦最高階層とすることが示されています。国の技術的助言に従った運用を行う上で、全国統一で当該情報を必要とすることは明らかであり、当該連携情報により必要な情報を得られると考えます。

※子ども子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」

具体的な支障事例

総務省によるマイナンバー制度の説明では「(国民の利便)課税証明書などの添付書類が削減される」「(行政の効率化)情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減」等がポイントとなっています。

そのため住民にとっては課税資料の代わりとしてマイナンバーを提出しているという理解がされていますが、実際は税未申告かつ被扶養者についてマイナンバー連携上は「未申告」として扱われているため、住民から課税証明書(紙)の提出が必要となっています。そのため、以下の支障があります。

- ・保護者も地方自治体も手続きに時間と手間がかかる
- ・マイナンバーを提出しているにもかかわらず紙資料(課税証明書)の提出を求められることの理解が得られない
- ・期限までに課税証明書が提出されない場合、内閣府技術的助言のとおりいったん利用料を最高階層とせざるをえないが、マイナンバーにより税情報を提供しているにも関わらず、一時的であれ最高階層となり費用負担を行うことは、理解を得られない。

・「本人該当区分が同一生計配偶者」となる人(税における被扶養者)に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、子ども子育て支援事業においてマイナンバー連携により得られる情報と課税証明書の内容に差異があるため、マイナンバー制度の目的が一部達成できていないだけでなく、混乱を招いている。

・自治体 DX やシステム標準化が進む中、課税証明書と情報の差異や、紙の拳証資料を求めることは、デジタル化の支障となっている。

・税の調査を公用照会により行う場合、税情報は個人情報の中でも特に厳格な取扱いがされていることや本人同意がないものには回答しないこと等を理由として、回答を得られないケースが発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性の向上・負担の軽減(課税証明書の発行にかかる時間・手間・費用の削減)
マイナンバー制度への理解が深まる。
行政の効率化。情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減する。
※横浜市においてはマイナンバー連携結果が未申告となった方は平成 30 年～令和 3.3 の実績で 2700 件。
※未申告者について一部抽出して調べたところ、未申告者のうち被扶養者についてはすべての方の階層区分が決定しました。
現在国において進めている自治体 DX やシステム標準化において目指す、デジタル社会構築に寄与する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 2 の 2、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項、第 30 条の 4、第 59 条第 3 項口、子ども・子育て支援法施行令第 4 条～第 6 条、第 9 条～第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、習志野市、富津市、東大和市、川崎市、相模原市、村上市、浜松市、刈谷市、小牧市、京都市、西宮市、広島市、高知市、熊本市、別府市

○当市においても、国の DX 推進やマイナンバー制度の利活用推進の流れに則り、子ども・子育て支援事務における利用者負担額の算定等のために住民税情報を取得する際にマイナンバーによる情報連携を活用しております。住民に対してもマイナンバーにより情報照会を行い、照会で必要な情報が得られない場合は課税資料の提出を依頼する旨を明記しております。提案市町村から示された支障事例のケースにおいては、課税資料の提出を求めています。その課税資料の多くは「(非)課税証明書」が提出されるため、税務部門においては非課税(相当)であることを証明しています。証明書(紙)でできることがデジタルでできない現状について住民に対して説明を求められた場合に対応に苦慮しています。本提案において実現される効果は「非課税かどうかを明確化する」ことではなく、「非課税相当と推定できる根拠となる情報が取得できる」ことであると考えます。子ども・子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体 FAQ)において、「利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当と考えます。」とされており、税情報の取得ができない場合は当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を推定することが認められており、本提案が実現すれば、助言に基づく事務がより効率的に行うことができるようになります。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、支障事例のようなケースにおいては、被扶養者から配偶者控除や扶養控除等の対象であると申告され、本人についての申告がされていない者であり、税務部門が非課税の要件を満たす場合は申告は不要であるとして取り扱っているため、申告が不要であるから申告していない(＝非課税相当である)と推定するのが自然であると考えます。

○当市でもマイナンバー連携上で「未申告」として扱われる対象者のうち「非課税かつ被扶養者」か否かを確認するための他市町村への照会を行っているが、回答を得られないケースも少なくない。保護者への課税証明書の提出を求めることで保護者にとっても負担が大きいものとなっている。